おすすめするご契約タイプ

しんきんグッドパスポート

「ご契約タイプ」保険金額・保険料一覧表

保険金額＼契約タイプ	P26	P25	P24	P23	P22	P21	P20
傷害死亡	10,000千円	10,000千円	10,000千円	10,000千円	10,000千円	10,000千円	—
傷害後遺障害	100,000千円	75,000千円	50,000千円	30,000千円	20,000千円	10,000千円	—
治療・救援費用	50,000千円	50,000千円	40,000千円	30,000千円	20,000千円	10,000千円	10,000千円
疾病死亡	10,000千円	10,000千円	10,000千円	10,000千円	10,000千円	10,000千円	—
賠償責任（自己負担額0円）	100,000千円	100,000千円	100,000千円	100,000千円	100,000千円	100,000千円	100,000千円
携行品損害（自己負担額0円）	1,000千円	700千円	500千円	400千円	300千円	200千円	200千円
入院一時金	100千円	100千円	100千円	100千円	100千円	100千円	100千円
旅行中事故緊急費用	50千円	50千円	50千円	50千円	50千円	50千円	50千円
航空機寄託手荷物遅延等費用	—	—	—	—	—	—	—
航空機遅延費用	—	—	—	—	—	—	—

特約：旅行変更費用補償特約 500千円 ＋

保険期間	保険料							保険料
1日まで	4,200円	3,670円	3,240円	2,980円	2,760円	2,620円	2,010円	620円
2日まで	4,780円	4,190円	3,710円	3,410円	3,170円	3,000円	2,360円	640円
3日まで	5,370円	4,720円	4,200円	3,870円	3,610円	3,430円	2,770円	660円
4日まで	5,920円	5,200円	4,640円	4,290円	4,000円	3,780円	3,120円	680円
5日まで	6,980円	6,070円	5,340円	4,900円	4,530円	4,280円	3,580円	720円
6日まで	7,850円	6,790円	5,960円	5,450円	5,030円	4,750円	4,010円	770円
7日まで	8,510円	7,370円	6,490円	5,950円	5,490円	5,180円	4,440円	800円
8日まで	9,130円	7,910円	6,990円	6,410円	5,930円	5,600円	4,830円	840円
9日まで	9,730円	8,420円	7,410円	6,800円	6,270円	5,920円	5,130円	890円
10日まで	10,330円	8,950円	7,900円	7,250円	6,690円	6,330円	5,510円	930円
11日まで	11,030円	9,550円	8,420円	7,730円	7,120円	6,730円	5,890円	970円
12日まで	11,480円	9,920円	8,740円	8,020円	7,400円	6,990円	6,140円	1,010円
13日まで	12,070円	10,440円	9,210円	8,460円	7,810円	7,380円	6,520円	1,050円
14日まで	12,730円	11,010円	9,700円	8,910円	8,210円	7,750円	6,870円	1,090円
15日まで	13,280円	11,490円	10,140円	9,320円	8,590円	8,120円	7,210円	1,120円
17日まで	14,040円	12,150円	10,730円	9,850円	9,100円	8,610円	7,680円	1,160円
19日まで	15,160円	13,100円	11,550円	10,600円	9,780円	9,240円	8,270円	1,240円
21日まで	16,290円	14,060円	12,380円	11,360円	10,470円	9,890円	8,870円	1,320円
23日まで	17,350円	14,960円	13,170円	12,080円	11,120円	10,500円	9,450円	1,380円
25日まで	18,320円	15,780円	13,890円	12,760円	11,740円	11,100円	10,040円	1,450円
27日まで	19,460円	16,720円	14,670円	13,450円	12,350円	11,670円	10,540円	1,520円
29日まで	20,450円	17,560円	15,380円	14,080円	12,940円	12,210円	11,040円	1,590円
31日まで	21,350円	18,310円	16,040円	14,680円	13,470円	12,720円	11,510円	1,670円

＋

保険金額＼契約タイプ	P26	P25	P24	P23	P22	P21	P20
傷害死亡	10,000千円	10,000千円	10,000千円	10,000千円	10,000千円	10,000千円	—
傷害後遺障害	100,000千円	75,000千円	50,000千円	30,000千円	20,000千円	10,000千円	—
治療・救援費用	50,000千円	50,000千円	40,000千円	30,000千円	20,000千円	10,000千円	10,000千円
疾病死亡	10,000千円	10,000千円	10,000千円	10,000千円	10,000千円	10,000千円	—
賠償責任（自己負担額0円）	100,000千円	100,000千円	100,000千円	100,000千円	100,000千円	100,000千円	100,000千円
携行品損害（自己負担額0円）	1,000千円	700千円	500千円	400千円	300千円	200千円	200千円
入院一時金	—	—	—	—	—	—	—
旅行中事故緊急費用	—	—	—	—	—	—	—
航空機寄託手荷物遅延等費用	100千円	100千円	100千円	100千円	100千円	100千円	100千円
航空機遅延費用	20千円	20千円	20千円	20千円	20千円	20千円	20千円

特約：旅行変更費用補償特約 500千円 ＋

保険期間	保険料							保険料
34日まで	20,160円	17,040円	14,680円	13,240円	11,970円	11,130円	9,810円	1,820円
39日まで	22,900円	19,630円	17,130円	15,580円	14,210円	13,240円	11,730円	2,060円
46日まで	27,180円	23,640円	20,890円	19,150円	17,610円	16,460円	14,620円	2,320円
53日まで	31,650円	27,800円	24,770円	22,830円	21,090円	19,740円	17,610円	2,560円
2か月まで	37,350円	33,120円	29,740円	27,510円	25,550円	23,940円	21,390円	2,890円
3か月まで	50,360円	45,240円	41,060円	38,260円	35,750円	33,580円	30,140円	3,830円
4か月まで	70,540円	64,120円	58,770円	55,070円	51,750円	48,700円	43,910円	—
5か月まで	90,550円	82,830円	76,290円	71,690円	67,550円	63,610円	57,500円	—
6か月まで	110,490円	101,500円	93,800円	88,330円	83,390円	78,580円	71,080円	—
7か月まで	130,070円	119,780円	110,910円	104,560円	98,810円	93,130円	84,350円	—
8か月まで	150,270円	138,650円	128,570円	121,290円	114,730円	108,150円	98,030円	—
9か月まで	170,860円	157,900円	146,590円	138,400円	131,000円	123,520円	111,960円	—
10か月まで	191,390円	177,100円	164,580円	155,450円	147,220円	138,840円	125,790円	—
11か月まで	211,150円	195,580円	181,890円	171,890円	162,850円	153,600円	139,310円	—
1年まで	231,030円	214,220円	199,420円	188,590円	178,770円	168,650円	153,020円	—

＋

OPTION オプション　次の特約をご希望の方は別途お申し出ください。

■「旅行変更費用補償特約」

ご家族の方が死亡された場合や危篤になられた場合など、緊急事態が生じたため出国を中止または旅行を途中で取り止めた場合に、旅行変更費用保険金額を限度として、被保険者の方などが実際に支出した取消料、違約金、帰国費用などをお支払いします。詳しくは、重要事項説明書をご覧ください。

ご 注 意

- ご契約タイプ以外の補償内容をご希望の方は、取扱代理店におたずねください。
- 旅行中に危険な作業やピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、スカイダイビングなどの運動をされる場合は、ご契約をお引き受けしない場合や割増保険料が必要となる場合があります。また、割増保険料が支払われていない場合は、保険金が削減される場合があります。

ご契約の際のご注意

① 保険期間（保険のご契約期間）は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの期間にあわせて設定してください。なお、保険期間中であっても、住居に帰着した時点で保険は終了します。

② 次のような方を被保険者とする契約はお引受けできません。
・既に海外に滞在されている方
・帰国予定のない方や海外に永住される方

③ 保険金額設定についてのご注意
以下のａ、ｂのいずれかに該当する場合、ご契約いただける傷害死亡保険金額・疾病死亡保険金額は他にご契約いただいている同種の保険契約(注)と合算して1,000万円までとなります。
ａ.被保険者の年齢が保険期間開始時点で満15歳未満の場合
ｂ.被保険者の同意がない場合
なお旅行の内容（目的）によっては、1,000万円を超えるご契約のお引き受けが可能な場合もありますので、ご希望の場合には、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。
（注）同種の保険契約とは、海外旅行保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険・積立家族傷害保険・積立ファミリー交通傷害保険などの、病気や身体のケガを補償する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。

④ 治療・救援費用では、次のａ.ｂ.の費用が保険金支払の対象となり、ｃ.は保険金支払の対象となりません。
ａ.日本国内で治療を受けられた場合に、被保険者が自己負担額として診療機関に直接支払った費用
ｂ.海外で治療を受けられた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った費用
ｃ.日本国内で治療を受けられる場合に健康保険、労災保険等から支払いがなされるため被保険者が直接支払わなくてもよい部分、または海外で治療を受けられる場合においても同様の制度により被保険者が診療機関に直接支払わなくてもよい部分

⑤ 次のような場合で、共栄火災所定の割増保険料をお支払いいただいていないときは、保険金を削減することがあります。詳しくは取扱代理店または共栄火災にご照会ください。
・被保険者がピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険なスポーツをされる場合

⑥ 告知義務（ご契約時に保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務）
保険契約者には、保険契約の締結に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では申込書等に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

⑦ 死亡保険金受取人の指定
死亡保険金受取人を指定する場合は、必ず被保険者の同意が必要です。同意がない場合は、保険契約は無効となります。

⑧ 保険契約の無効
ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合は、ご契約は無効となります。

⑨ 保険料領収前に生じた保険事故
保険料を領収する前に生じた保険事故については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

⑩ 保険会社が破綻した場合等について
引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金および返れい金の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、個人分野の保険を中心に一定の範囲内で「損害保険契約者保護機構」によって補償されます。補償の対象および補償割合などについては、取扱代理店または共栄火災にご照会ください。

⑪ クーリングオフについて
保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。詳しくは重要事項説明書をご覧になるか、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

ご契約後のご注意

① 通知義務（ご契約後に契約内容に変更が生じた場合に保険会社に連絡していただく義務）
保険契約者には、保険契約の締結後に、告知事項のうち一部の事項に変更が生じた場合に遅滞なくご通知いただく義務（通知義務）があります。ご通知がない場合には、変更後に生じた事故によるケガ・病気・損害については、保険金が削減されることがあります。この保険では申込書等に☆印が付された項目がご通知いただく事項（通知事項）となりますので、ご注意ください。

② 死亡保険金受取人の変更
ご契約後、死亡保険金受取人を変更（新たに指定する場合を含みます。）される場合は、取扱代理店または共栄火災までお申し出ください。この場合は、必ず被保険者の同意が必要です。

その他

・「しんきんグッドパスポート」は海外旅行保険の愛称です。
・信用金庫で取扱っている海外旅行保険は、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。また保険解約等において、払込済保険料の返済は保証されておりません。
・この保険契約のお申込の有無が、信用金庫とのその他の取引に影響を与えることはありません。
・代理店は保険会社との委託契約に基づいて、保険契約の締結、保険料の領収、契約の管理等の代理業務を行っています。したがいまして、代理店と締結して有効に成立した契約につきましては、保険会社と直接契約されたものとなります。
・ご契約の際には保険申込書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。なお、ご契約者と保険証券記載の保険の補償を受けられる方が異なる場合は、このパンフレットに記載した内容をご契約者よりご説明いただきますようお願い申し上げます。

代理請求制度について

この保険では、被保険者（保険の補償を受けられる方）が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がいない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承諾を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。
万一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお知らせいただきますようお願いいたします。

もしも事故が起こったら…

24時間年中無休「海外総合サポートデスク」
03−5299−2805
海外からのお電話は、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険のご案内」（小冊子）をご覧ください。
国内で保険金をご請求される場合には、ご帰国後に保険契約の手続きを行った取扱代理店にご連絡ください。

保険に関する苦情・ご相談は

共栄火災への苦情（ご相談等）は**お客様相談室**にご連絡ください。
0120−719−250（無料）
受付時間：平日の午前9:00〜午後6:00

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である（社）日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、（社）日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
（社）日本損害保険協会　そんぽ ADR センター
0570−022−808（ナビダイヤル＝通話料有料）
受付時間：平日の午前9:15〜午後5:00
詳しくは、（社）日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（http://www.sonpo.or.jp/）

□このパンフレットは「しんきんグッドパスポート」の概要を説明したものです。詳しくは取扱代理店または共栄火災にご照会ください。なお、ご契約の際は「海外旅行保険のご案内」、「重要事項説明書」を必ずご一読ください。
□ご旅行の際には共栄火災発行の「海外旅行保険のご案内」（小冊子）をご持参ください。「海外旅行保険のご案内」には、万一保険金支払事由が発生した場合のお手続き、ご注意点などご契約をサポートする事項が記載されております。必ずご一読のうえ、ご旅行の際には必ずご携帯ください。

共栄火災海上保険株式会社
本社／〒105−8604 東京都港区新橋1−18−6　TEL:(03)3504−0131（代）
ホームページ　http://www.kyoeikasai.co.jp/

取扱代理店
中日信用金庫

NC050010（'11.07改）OT
A1114431D0496

2011年10月以降保険始期用

Shinkin Bank OVERSEAS TRAVEL INSURANCE

しんきんグッドパスポート

海外旅行保険

この街と生きていく
SHINKIN 信用金庫

Shinkin Bank OVERSEAS TRAVEL INSURANCE

海外へご旅行されるお客さまへ

海外旅行保険は、海外旅行中のケガや病気を補償するとともに、
生活習慣の違う海外での予期せぬ賠償責任や携行品の損害、
航空機の遅延といったアクシデントやトラブルに備える保険です。

しんきん海外旅行保険
Shinkin Bank OVERSEAS TRAVEL INSURANCE

「しんきんグッドパスポート」はこんな「もしも」をカバーします。

ケガ もしも旅先でケガをしたときは…

ご旅行中に、交通事故でケガをしたり、階段から落ちて足を骨折した場合などに保険金をお支払いします。

例えば… スキーをしていたとき、転倒し大腿骨を骨折した。

■保険金支払額(例) 約**233**万円(治療費用233万円)

賠償責任 もしも旅先で損害賠償を請求されたら…

ご旅行中に、他人にケガをさせたり、ホテルの床を水浸しにしてしまい、損害賠償を請求された場合などに保険金をお支払いします。

例えば… ショッピングの際、誤って高価な陶器を床に落として壊してしまった。

■保険金支払額(例) 約**100**万円

病気 もしも旅先で病気になったときは…

ご旅行中に、カゼ、下痢、盲腸などで治療や入院、手術などを受けた場合などに保険金をお支払いします。

例えば… レストランで食事をした後、腹痛をおこし病院に運ばれ、食中毒と診断された。

■保険金支払額(例) 約**230**万円(治療費用230万円)

携行品損害 もしも旅先で持物を壊したり盗難にあったら…

ご旅行中に、スーツケースやカメラ、時計、パスポートなどが盗難にあったり、落として破損してしまった場合などに保険金をお支払いします。

例えば… 観光中に、スリにビデオカメラやパスポートの入ったカバンをひったくられた。

■保険金支払額(例) 約**45**万円

救援費用 もしも旅先で入院し、ご家族の方が駆けつけたら…

ご旅行中に、ケガや病気で3日以上入院した場合などに、日本からご家族の方が現地に駆けつけたときの費用をお支払いします。

例えば… タクシーに乗車中、対向車と正面衝突して重傷を負い、両親が看護のためにアメリカの病院に駆けつけた。

■保険金支払額(例) 約**1,041**万円
(治療費用612万円、救援費用429万円)

さらにきめ細やかな補償で安心がひろがります。

入院一時金
ご旅行中に、ケガや病気で2日以上継続して入院した場合に、入院一時金(10万円)をお支払いします。

旅行中事故緊急費用
ご旅行中に生じた予期せぬ偶然な事故のために、負担を余儀なくされた費用をお支払いします。(5万円限度)※
※身の回り品購入費は10万円限度

航空機寄託手荷物遅延
航空会社に寄託した手荷物の到着が遅れたため、代用品として身の回り品などを購入した費用をお支払いします。(10万円限度)

航空機遅延費用
搭乗予定の航空機に欠航等が生じた場合に、食事代や宿泊費などの自己負担した費用をお支払いします。(2万円限度)

夢いっぱいの旅に充実のサービスがお供します。ご旅行中にどんな「もしも」があってもだいじょうぶ。

海外旅行で「トラブル」に遭遇したら 24時間年中無休の
共栄火災「海外総合サポートデスク」
日本国内からは **03-5299-2805**

ご旅行中のケガや病気などの医療サービスはもちろん、盗難などのトラブルの場合にも、専任のスタッフが日本語でご相談に応じさせていただきます。
サービスの受付は国内、国外いずれからでも可能です。

共栄火災の「海外総合サポートデスク」につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険のご案内」(小冊子)に詳しくご説明させていただいておりますのでご旅行の際には必ずご携帯ください。

キャッシュレスメディカルサービス
ケガや病気の場合に、お客さまのご負担なしで治療等を受けていただけるサービスです。世界約250の病院と提携しています。

クレームエージェント
海外総合サポートデスクよりの指示を受け、お客さまの滞在地に最も近い場所からサービスを提供いたします。実際の事故調査や保険金のお支払い、旅行関連サービスなどを行います。

トータル医療サービス
緊急時には医師の派遣や適切な病院への移送を行います。また、ご滞在地における最寄りの病院の紹介や手配、さらには必要に応じて医薬品の給付などを行います。

トラベルインフォメーション
トラブル発生時だけではなく、滞在地の安全情報やチケットの手配・ショッピング情報など、現地で生の情報を入手したいときにサービス※を提供いたします。お気軽にお電話ください。

※情報提供については原則として無料ですが、一部実費を伴うサービスなどは有料となります。

事故または病気になった場合
万一事故が発生したときは、すみやかに海外クレームエージェント(損害査定代理店)、取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、ご通知が遅れますと保険金を削減して支払う場合がありますのでご注意ください。

補償の概要

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡	被保険者(保険の補償を受けられる方)が海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故(※1)によりケガをされ、そのケガのために、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。 (注)保険金をお支払いする原因となったケガにより、既に傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合は、傷害死亡保険金額からその額を差し引いた額をお支払いします。	・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ・被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガ ・被保険者が自動車等の無資格運転、酒酔い運転または麻薬等を使用して運転している間に生じた事故によるケガ ・被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等によるケガ(※4) ・核燃料物質の有害な特性による事故によるケガ ・むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(※5)のないもの ・被保険者が自動車等による競技等を行っている間(道路上でこれらのことを行っている場合を除きます。)に生じた事故によるケガ(※6) ・旅行開始前または旅行終了後に生じた事故によるケガ　など
傷害後遺障害	被保険者が海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故(※1)によりケガをされ、そのケガのために、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。 (注)保険期間を通じ、傷害後遺障害保険金額が限度となります。	
治療・救援費用	【傷害治療費用部分】 被保険者が海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故(※1)によりケガをされ、医師の治療を受けられた場合 【疾病治療費用部分】 次のいずれかに該当した場合 ①被保険者が海外旅行開始後に発病した病気のために、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられたとき(旅行終了後に発病した病気については、その原因が旅行中に発生したものに限ります。) ②被保険者が海外旅行中に感染した特定の感染症(※2)のために、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられたとき 【救援費用部分】 次のいずれかに該当した場合 ①被保険者が海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故(※1)によりケガをされ、そのケガのために3日以上継続して入院されたとき、または事故の日から180日以内に死亡されたとき ②被保険者が海外旅行中に発病した病気のために、3日以上継続して入院されたとき、または旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡されたとき(旅行中に医師の治療を開始した場合に限ります。) ③被保険者が海外旅行中に病気により死亡されたとき ④被保険者が海外旅行中に搭乗・乗船した航空機、船舶が遭難したとき ⑤被保険者が海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故(※1)により生死が確認できないとき(無事が確認できた後に発生した費用は対象になりません。)、または緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等の公的機関により確認されたとき	【傷害治療費用・疾病治療費用部分】 1回のケガ、病気につき、次の費用のうち実際に支出した金額で社会通念上妥当な金額をお支払いします。(※3) ・医師、病院に支払った診療、入院関係費用(緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示により静養する場合のホテル客室料などを含みます。) ・義手、義足の修理費(ケガの場合のみ対象となります。) ・入院、通院のための交通費 ・治療のために必要となった通訳雇入費用 ・保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ・法令にもとづき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用 ・入院のため必要となったa.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費(1回のケガ、病気につき、b.については5万円、a.とb.合計で20万円を限度とします。) ・旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。) (注1)ケガの場合は事故の日、病気の場合は初診の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。 (注2)お支払いする保険金は、1回のケガ、病気につき、治療・救援費用保険金額が限度となります。 (注3)カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療のために支出した費用については、保険金をお支払いできません。 【救援費用部分】 1回のケガ、病気、事故につき、保険契約者、被保険者、親族の方が実際に支出した次の費用で、社会通念上妥当な金額をお支払いします。(※3) ・捜索救助費用 ・救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費(救援者3名分まで) ・救援者のホテルなどの宿泊施設の客室料(救援者3名かつ1名につき14日分まで) ・救援者の渡航手続費、現地での諸雑費(合計20万円まで) ・現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害・疾病治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。) ・遺体処理費用(100万円まで) (注)お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故につき、治療・救援費用保険金額が限度となります。	【傷害治療費用部分】 ・保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によるケガ ・被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガ ・被保険者が自動車等の無資格運転、酒酔い運転または麻薬等を使用して運転している間に生じた事故によるケガ ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等によるケガ(※4) ・核燃料物質の有害な特性による事故によるケガ ・むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(※5)のないもの ・被保険者が自動車等による競技等を行っている間(道路上でこれらのことを行っている場合を除きます。)に生じた事故によるケガ(※6) ・旅行開始前または旅行終了後に生じた事故によるケガ　など 【疾病治療費用部分】 ・保険契約者、被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ・被保険者が自動車等の無資格運転、酒酔い運転または麻薬等を使用して運転している間に生じた事故 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等(※4) ・核燃料物質の有害な特性による事故 ・むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(※5)のないもの ・妊娠、出産、早産、流産に起因する病気 ・歯科疾病 ・旅行開始前に発病した病気(既往症)　など 【救援費用部分】 ・保険契約者、被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の自殺行為(180日以内に死亡された場合を除きます。)、犯罪行為、闘争行為 ・被保険者が自動車等の無資格運転、酒酔い運転または麻薬等を使用して運転している間に生じた事故 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等(※4) ・核燃料物質の有害な特性による事故 ・むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(※5)のないもの ・妊娠、出産、早産、流産に起因する病気による入院 ・歯科疾病による入院　など
疾病死亡	次のいずれかに該当した場合、疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。 ①被保険者が海外旅行中に病気のために死亡されたとき ②被保険者が海外旅行開始後に発病した病気のために、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡されたとき(ただし、旅行終了後に発病した病気については、その原因が旅行中に発生したものに限ります。) ③被保険者が海外旅行中に感染した特定の感染症(※2)のために、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡されたとき		・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等(※4) ・核燃料物質の有害な特性による事故 ・ケガに起因する病気 ・妊娠、出産、早産、流産に起因する病気 ・歯科疾病　など
賠償責任	被保険者が、海外旅行中にあやまって他人にケガをさせたり、他人のもの(注1)を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負われた場合(注2)、1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の防止に要した費用、緊急措置に要した費用等もお支払いします。(※3)(注3) (注1)「他人のもの」には次のものを含みます。・ホテルの客室(客室内の動産、セイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。)・住居等の居住施設内の部屋および部屋内の動産(建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は除きます。)・レンタル業者から保険契約者または被保険者が直接借用した旅行用品・生活用品 (注2)被保険者が責任無能力者の場合で、当該責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負ったときも含みます。 (注3)損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ共栄火災の承認が必要となります。		・保険契約者、被保険者の故意による損害賠償責任 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等による損害賠償責任(※4) ・核燃料物質の有害な特性による事故による損害賠償責任 ・被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任 ・被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任 ・被保険者と同居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ・受託品に関して生じた損害賠償責任 ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ・被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打による損害賠償責任 ・航空機、船舶、自動車、銃器(空気銃を除きます。)の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ・罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任　など
携行品損害	海外旅行中に携行品(カメラ、宝石、衣類など)が、盗難・破損・火災などの偶然な事故にあって損害を受けた場合、携行品1個(1組または1対)あたり10万円(乗車券等は合計5万円)を限度として、損害額をお支払いします。(※3) (注1)「携行品」とは、被保険者が所有かつ携行する身の回りの品をいいますが、現金、クレジットカード、定期券、コンタクトレンズ、各種書類、ピッケル等の登山用具、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、サーフィン、ウインドサーフィン等の運動を行うための用具等は含みません。また、居住施設内(一戸建て住宅の場合は当該住宅の敷地内、集合住宅の場合は当該戸室内をいいます。)にあるもの、別送品を除きます。(注2)「損害額」とは、修理費または購入費から減価償却した時価額のいずれか低い方をいいますが、運転免許証については再発給手数料を、パスポートについては5万円を限度に再取得費用(再発給手数料、電信料、交通費、宿泊費等の現地で負担した費用)をお支払いします。(注3)携行品損害保険金額を保険期間中の限度とします。ただし、携行品盗難支払額に関する特約を付帯されている場合は、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。		・保険契約者、被保険者の故意または重大な過失による損害 ・被保険者が無資格、酒酔いまたは麻薬等を使用した状態で自動車等を運転している間に生じた事故による損害 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等による損害(※4) ・核燃料物質の有害な特性による事故による損害 ・差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難措置、空港等の安全確認検査等による錠の破壊を除きます。)による損害 ・携行品の欠陥 ・携行品の自然の消耗、さび、かび、変色、ねずみ喰い、虫喰い等 ・携行品の単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ・携行品の置き忘れまたは紛失　など
入院一時金	治療・救援費用保険金が支払われる場合で、その原因となったケガまたは病気のために、被保険者が2日以上継続して入院されたとき	1回のケガまたは病気につき1回を限度として、入院一時金額をお支払いします。	
旅行中事故緊急費用	海外旅行中に生じた予期せぬ偶然な事故のために被保険者が費用の負担を余儀なくされた場合、次の費用で、社会通念上妥当な金額をお支払いします。(※3) ・交通費 ・ホテル等客室料 ・食事代 ・国際電話料等通信費 ・渡航手続費 ・旅行サービスの取消料 ・身の回り品購入費	(注1)「予期せぬ偶然な事故」とは、公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社(ツアーオペレーターを含みます。)により、その発生の証明がなされるものに限ります。(注2)左記の合計で、旅行中事故緊急費用保険金額を保険期間中の限度とします。ただし、食事代については旅行中事故緊急費用保険金額の10%を、身の回り品購入費については旅行中事故緊急費用保険金額の2倍を限度とします。(注3)食事代については、次のいずれかに該当した場合に限ります。・被保険者が搭乗する予定だった航空機の出発予定時刻から6時間以上の出発遅延、欠航、運休、航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗した航空機の着陸地変更のために、出発予定時刻から6時間以内に代替機を利用できないとき・到着機(※7)の遅延等のために、出発機(※8)に搭乗できず、到着機の到着時刻から6時間以内に代替機を利用できないとき(注4)身の回り品購入費については、被保険者が乗客として搭乗する航空機が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、被保険者が航空会社に寄託した手荷物が当該目的地に運搬されなかった場合で、当該目的地に到着してから96時間以内に費用を負担したときに限ります。	・保険契約者、被保険者の故意、重大な過失または法令違反 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ・被保険者が自動車等の無資格運転、酒酔い運転または麻薬等を使用して運転している間に生じた事故 ・地震、噴火またはこれらによる津波 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等(※4) ・核燃料物質の有害な特性による事故 ・運行時刻が定められていない航空機、船舶、車両等の遅延、欠航、運休 ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらに起因する病気 ・歯科疾病 ・むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(※5)のないもの ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険なスポーツを行っている間の事故によるケガ ・被保険者が自動車等による競技等を行っている間(道路上でこれらのことを行っている場合を除きます。)に生じた事故によるケガ　など
航空機寄託手荷物遅延等費用	被保険者が乗客として搭乗する航空機が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、被保険者が航空会社に寄託した手荷物が当該目的地に運搬されなかった場合、被保険者が目的地で実際に支出した次の費用を、1回の事故につき10万円を限度にお支払いします。(※3)	・衣類購入費(下着、寝間着など必要不可欠な衣類) ・生活必需品購入費 ・上記以外でやむを得ず必要となった身の回り品購入費 (注)目的地への到着後96時間以内で、かつ手荷物が被保険者のもとに到着するまでの間に負担した費用に限ります。	・保険契約者、被保険者の故意、重大な過失または法令違反 ・地震、噴火またはこれらによる津波 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等(※4) ・核燃料物質の有害な特性による事故　など
航空機遅延費用	次のいずれかに該当した場合 ①被保険者が搭乗する予定だった航空機の出発予定時刻から6時間以上の出発遅延、欠航、運休、航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗した航空機の着陸地変更のために、出発予定時刻から6時間以内に代替機を利用できないとき ②到着機(※7)の遅延等のために、出発機(※8)に搭乗できず、到着機の到着時刻から6時間以内に代替機を利用できないとき	被保険者が実際に支出した次の費用を、1回の事故につき2万円を限度にお支払いします。(※3) ・ホテル等客室料 ・食事代 ・ホテル等への移動に要するタクシー代等の交通費 ・航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用 ・国際電話料等の通信費 ・目的地における旅行サービスの取消料等 (注)左記①の場合は出発地、②の場合は乗継地において、代替機が利用可能となるまでの間に負担した費用に限ります(目的地における旅行サービスの取消料等を除きます。)。	・保険契約者、被保険者の故意、重大な過失または法令違反 ・地震、噴火またはこれらによる津波 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等(※4) ・核燃料物質の有害な特性による事故　など

(※1)急激かつ偶然な外来の事故とは…次の3項目を全て満たす場合をいいます。○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと○偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの○外来性＝身体の外部からの作用によるもの〈左記3項目に該当しないケガの例〉日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるケガ)、疾病などは“急激かつ偶然な外来の事故によるケガ”に該当しないため、ケガに関する保険金支払の対象とはなりません。(※2)コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。(※3)他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、保険金が差し引かれることがあります。(※4)戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為による事故等は補償の対象となります。(※5)医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。(※6)共栄火災所定の割増保険料をお支払いいただくことにより、補償の対象とすることができます。詳しくは取扱代理店または共栄火災にご照会ください。(※7)「到着機」とは被保険者が航空機を乗り継ぐ場合において、乗継地に到着する被保険者の搭乗した航空機をいいます。(※8)「出発機」とは乗継地から出発する被保険者の搭乗する予定だった航空機をいいます。